

■候補エリア（案）再設定の経緯

■第2回協議会

- 現地調査や関係者へのヒアリング等により把握できた詳細情報（現地の実情）や事業性に関する留意事項を考慮し抽出し、海域利用が比較的少ない海域を「候補エリア（案）」に選定

■第3回協議会

- 候補エリア選定に向けた基本方針の変更の検討
- 海域利用者（漁業者）へのヒアリングの再実施を提案

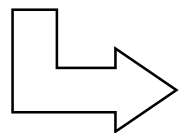
＜協議会で得られた主な意見＞

- 漁業への移動も含め、漁業に何らかの影響がある
- 事業性を考慮した場合、一定の面積規模を確保する必要がある

意見を踏まえ
基本方針の変更

＜基本方針（変更）＞

- 今回のエリア設定で事業範囲を決定するものではなく、出来るだけ可能性を残したいことから、漁業操業等に与える影響が大きく調整が困難な海域（風車建設が困難な海域）、漁業協調等の条件次第で調整の余地があり、事業実施の可能性のある海域の2種類に区分



- 候補エリア（事務局案）を基に漁業者を対象に再ヒアリングを実施（参考資料に示す）
⇒候補エリア（案）を検討

■ 候補エリア（案）

凡例

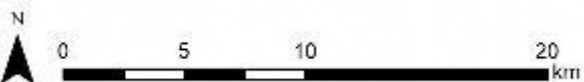
- ゾーニング対象範囲
- 候補エリア(案)

※候補エリア（案）は、再ヒアリング結果を基に、主要な定期航路（主要な定期航路から両岸0.8 kmの範囲）、共同漁業権設定海域及び保全エリアを考慮して決定した。
※なお、候補エリア（案）は風力発電施設の建設可能性を引き続き検討していくエリアであり、建設を決定するものではない。

候補エリア（案）③
(約34km²+約225km²
=約259km²)

候補エリア（案）①
(約54km²+約24km²
=約78km²)

候補エリア（案）②
(約41km²)



■候補エリア（案）

凡例

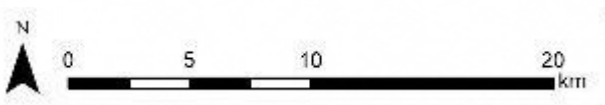
- ゾーニング対象範囲
- 保全エリア
- 共同漁業権設定海域
- 魚礁
- 候補エリア(案)

候補エリア（案）③
(約34km²+約225km²
=約259km²)

候補エリア（案）①
(約54km²+約24km²
=約78km²)

候補エリア（案）②
(約41km²)

※候補エリア（案）は、再ヒアリング結果を基に、主要な定期航路（主要な定期航路から両岸0.8kmの範囲）、共同漁業権設定海域及び保全エリアを考慮して決定した。
※なお、候補エリア（案）は風力発電施設の建設可能性を引き続き検討していくエリアであり、建設を決定するものではない。



■ 候補エリア（案）

凡例

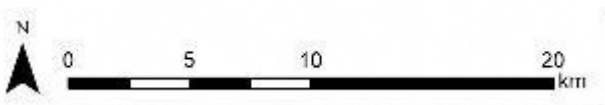
- ゾーニング対象範囲
- 保全エリア
- 適地エリア抽出の際に留意すべき範囲等
- 候補エリア(案)

※候補エリア（案）は、再ヒアリング結果を基に、主要な定期航路（主要な定期航路から両岸0.8 kmの範囲）、共同漁業権設定海域及び保全エリアを考慮して決定した。
※なお、候補エリア（案）は風力発電施設の建設可能性を引き続き検討していくエリアであり、建設を決定するものではない。

候補エリア（案）③
(約34km²+約225km²
=約259km²)

候補エリア（案）①
(約54km²+約24km²
=約78km²)

候補エリア（案）②
(約41km²)



候補エリア（案）

凡例

- ゾーニング対象範囲
- 敷網漁の操業範囲
- 曳縄漁の操業範囲
- 延縄漁の操業範囲
- 刺網漁の操業範囲
- イカ釣り漁の操業範囲
- 一本釣り漁の操業範囲
- 大型旋網漁の操業区域(漁業法)
- 大中型旋網漁の操業区域(漁業法)
- 候補エリア(案)

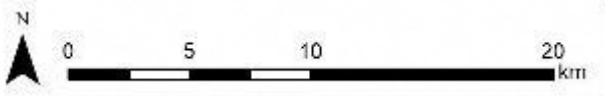
※候補エリア（案）は、再ヒアリング結果を基に、主要な定期航路（主要な定期航路から両岸0.8 kmの範囲）、共同漁業権設定海域及び保全エリアを考慮して決定した。

※なお、候補エリア（案）は風力発電施設の建設可能性を引き続き検討していくエリアであり、建設を決定するものではない。

候補エリア（案）①
(約54km²+約24km²
=約78km²)

候補エリア（案）③
(約34km²+約225km²
=約259km²)

候補エリア（案）②
(約41km²)



■長崎県のゾーニング実証事業【背景と目的】

■洋上風力発電を取り巻く動向

- **政府** 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」（2020.12.15）
「年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000~4,500万kWの案件を形成する」
- **壱岐市** 「気候非常事態宣言」（2019.9.25）
「2050年までに市内利用エネルギーを全て再生可能エネルギーに移行」

■ゾーニング実証事業の目的

【現状】洋上風力発電事業に対する関心の高まりにより、良好な風況にある長崎県周辺海域では、**事業者が独自に事業実施区域を計画、環境影響評価を実施**

⇒ 急に調査が開始される等、**地域住民・海域利用者の意見や要望が十分反映されない**

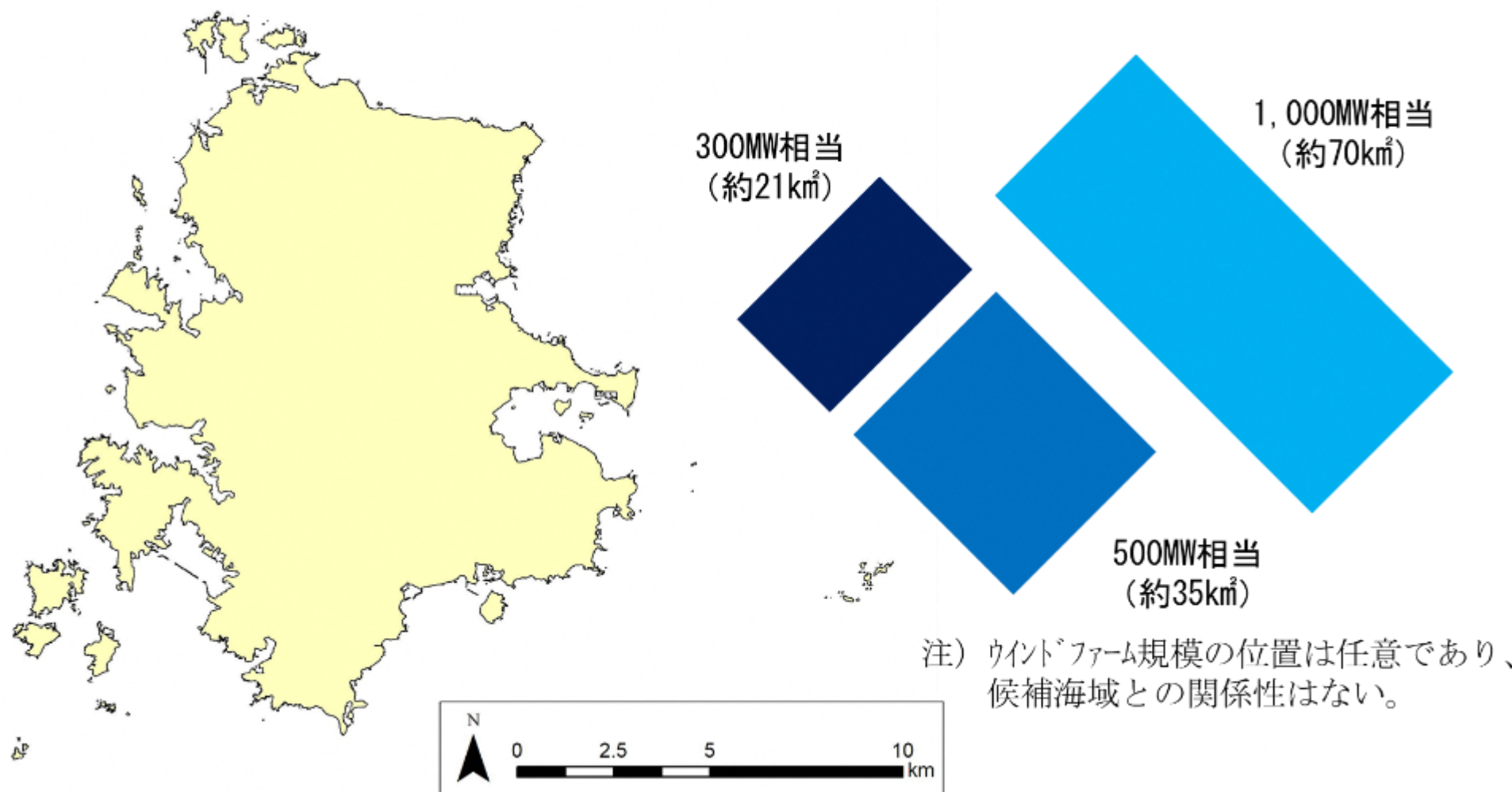
先行海域利用者等の利害関係者が
ゾーニングに参画

目的

- **地域住民や先行海域利用者が、事前に洋上風力発電事業の**実施の可能性**がある海域を意思表示** ⇒ **円滑な洋上風力発電事業を推進**
- **事業実施の可能性**がある海域についても、**事前に留意事項や条件等を提示**
⇒ **海域利用や周辺環境への影響にも配慮した事業が可能**

■事業性を考慮した候補エリア（案）の規模

- 事業性を考慮して、300MW、500MW、1,000MW規模のウインドファームを想定。



注1) ウインドファーム規模の位置は任意であり、候補海域との関係性はない。

注2) ウインドファーム規模は試算によるものであり、海底地形、海象条件等によって、実際には上記記載よりも広い範囲を必要とする場合があります。